

## 保税蔵置場許可の承継の承認について

標記のことについて、関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告します。

### 記

#### 1. 承継後の法人の名称及び住所

セントラル・タンクターミナル株式会社（法人番号：7010001032976）  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号

#### 2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署）

内外輸送株式会社 保税蔵置場  
神奈川県横浜市鶴見区大黒町3番100号  
(管轄：大黒埠頭出張所)

#### 3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

内外輸送株式会社（法人番号：2020001018319）  
神奈川県横浜市鶴見区大黒町3番100号

#### 4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

セントラル・タンクターミナル株式会社 横浜大黒事業所 保税蔵置場  
神奈川県横浜市鶴見区大黒町3番100号

#### 5. 承継された許可期間

自 令和 7年 9月 1日  
至 令和13年 6月30日

令和7年8月4日

横浜税関長 内野 洋次郎